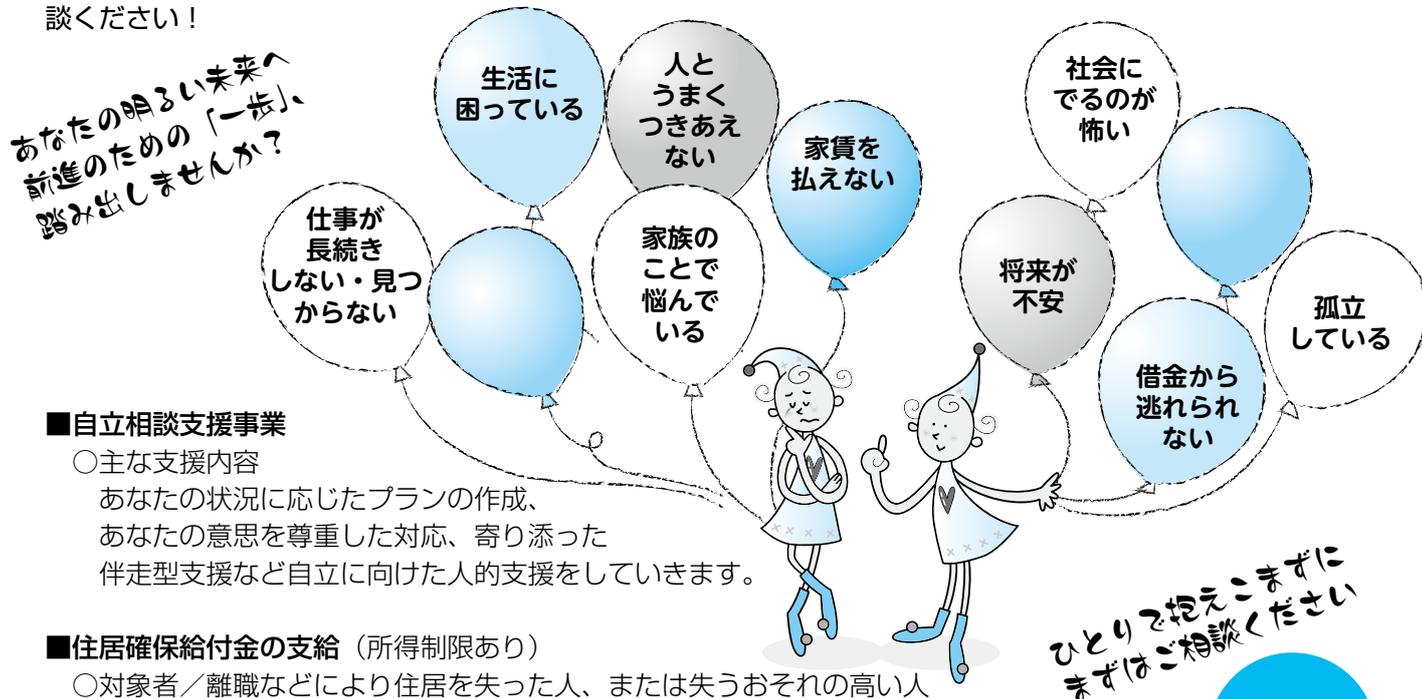


平成27年4月から、

# 生活困窮者への支援制度が始まりました！

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、仕事や生活などでお困りの人に対して、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。一人で悩まずに、まずご相談ください！



## ■自立相談支援事業

### ○主な支援内容

あなたの状況に応じたプランの作成、あなたの意思を尊重した対応、寄り添った伴走型支援など自立に向けた人的支援をしていきます。

## ■住居確保給付金の支給（所得制限あり）

○対象者／離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人

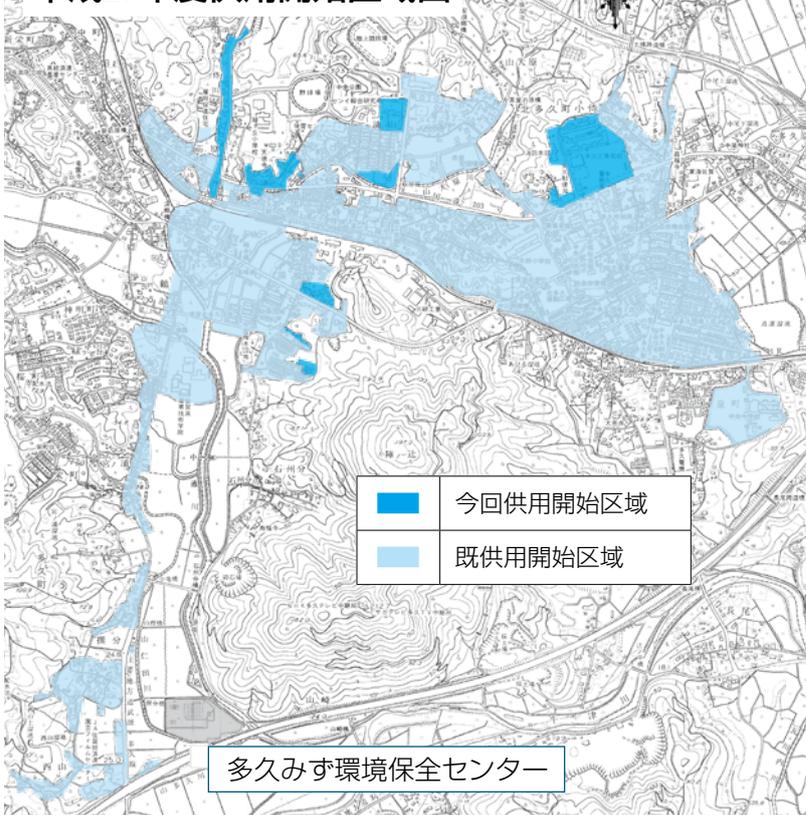
○相談料／無料

○相談日時／月～金曜日 8時30分～17時 ※お休み：土・日・祝日・年末年始

## ■問い合わせ・相談窓口 多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会内） ☎75-3593

無料相談

## 平成27年度供用開始区域図



※下水道への接続工事は多久市排水設備指定工事店以外の業者による施工はできませんので、ご注意ください。

今年3月31日から新たに、平成26年度に整備を行った18・8haの供用を始め、下水道への接続が可能となりました。

供用を始めた地域は、左の区域図で示している北多久町内の筋原地区・砂原地区・山犬原地区・浦山地区の一部区域です。当該地域のみなさんは、3年以内に下水道への接続をお願いします。

■問い合わせ 都市計画課 下水道係（東庁舎2階） ☎75-2179

平成26年度  
公共下水道整備区域の供用  
（下水道の処理）を始めました